

学びの継続のための学生支援緊急給付金 募集要項

学びの継続のための学生支援緊急給付金の申請を希望する学生は、「申請の手引き」をよく読み、支援対象者の要件にあてはまる場合、以下のとおり申請をしてください。

1 対象者

学部、大学院、衛専校生で、「申請の手引き」P 5 支給対象者の要件にすべて当てはまる者

2 給付額等

- ①給付額 (1)住民税非課税世帯の学生 20万円
(2)上記以外の学生 10万円
- ②給付方法 日本学生支援機構から届出振込口座へ振込

3 対象者の要件

「申請の手引き」P 5 を参照

4 申請方法

①提出書類

必要書類の作成に当たっては、「申請の手引き」P 7 を熟読の上、以下の(1)～(6)を提出してください。【留学生は(1)～(5)及び(7)、(8)】

(1)学生支援緊急給付金申請書(様式1)【国指定様式】

【留意事項】

※多子世帯、ひとり親世帯の場合は、「申請書【国指定様式】の申し送り事項欄」に記載してください。

※家庭からの追加支援が期待できない理由を「申請書【国指定様式】の申し送り事項欄」に記載してください。

(2)誓約書(様式2)【国指定様式】

(3)学生支援緊急給付金の申請に係る確認書【大学様式】

(4)自宅外を証明する証明書

【留意事項】

※自宅生で家庭から学費等の援助を受けていない学生(証明書を添付できない学生)は、「申請に係る確認書【大学様式】」に状況を具体的に記載してください。

(5) アルバイトの収入がわかる証明書

【留意事項】

- ※2年生以上はアルバイト先からの給与明細（2か月分で減少がわかるもの）を提出してください。
- ※1年生は、得られるはずであった収入が得られなくなった旨を「申請書【国指定様式】の申し送り事項欄」に記載してください。
- ※原則、前月比 50%以上減少していることが要件ですが、段階的にアルバイト収入が減少することも考えられることから、前々月から 50%以上減少した学生についても、申請を認めます。

(6) 奨学金の証明書

【留意事項】

- ※国の修学支援新制度の対象者以外で、住民税が非課税の学生は、住民税非課税証明書を提出してください。
- ※申込み中またはこれから奨学金を申請する学生は、「学生支援緊急給付金の申請に係る確認書【大学様式】」に申告してください。
- ※給付奨学金・貸与奨学金のいずれも活用していない場合は、原則1か月以内に申請する必要があります。

(留学生のみ)

(7) 仕送り額を証明するもの

(8) 扶養者の年収が確認できる書類

②提出先 学生課

③提出締切日 令和2年6月10日（水）

④提出方法 郵送または、学生課窓口

5 選考及び推薦

大学で要件を審査し、大学に割り振られた推薦枠内で日本学生支援機構へ推薦する。（※要件を満たしたすべての学生が採用されるとは限りません）

6 お問い合わせ先

日本大学松戸歯学部学生課

〒271-8587 千葉県松戸市栄町西2丁目870-1

メールアドレス：gakusei.md.ml@nihon-u.ac.jp

以上